

連結キャッシュ・フロー計算書の作成と表示

Preparation and Presentation of Consolidated Statement of Cash Flows

仁 川 栄 寿*

Eiju NIKAWA

はじめに

今日、キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表および損益計算書と並ぶ主要な財務表として、アメリカ、イギリス、カナダをはじめとする多くの国ぐにで開示されている。また、1992年12月には、国際会計基準委員会（IASC）が、国際会計基準改訂第7号『キャッシュ・フロー計算書』（IASR7）^①を公表し、キャッシュ・フロー計算書の開示を規定している。

わが国でも、平成10（1998）年3月に企業会計審議会（審議会）が「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」（「意見書」）^②を公表し、貸借対照表および損益計算書と並ぶ主要な財務表として、キャッシュ・フロー計算書を導入するとことを提言した（作成基準の設定について、二）。「意見書」は、証券取引法適用会社に対し、平成11（1999）年4月1日以後開始する事業年度からキャッシュ・フロー計算書を開示することを求めている。

「意見書」は、会社に対して、原則として連結ベースのキャッシュ・フロー計算書を開示することを要求する一方、連結財務諸表を作成しない会社に対しては、個別ベースのキャッシュ・フロー計算書を開示することを要求している。

本稿では、わが国で今回導入されることになった連結キャッシュ・フロー計算書の作成と表示について、連結に固有の問題を中心に検討してみる。

1. 作成方法

連結キャッシュ・フロー計算書を作成する方法は、大別すると2つある。第1法は、親会社および子会社の個別キャッシュ・フロー計算書から作成する方法であり、第2

* 中部大学大学院経営情報学研究科博士後期課程院生

Student of Doctor Course, Graduate School of Business Administration and Information Science, Chubu University

法は、連結損益計算書と連結貸借対照表から作成する方法である。第1法による場合、はじめに、親会社および子会社の個別キャッシュ・フロー計算書を作成することになる。個別キャッシュ・フロー計算書を作成する方法も2つある。第1は、帳簿記録に基づいて作成する方法である。ただし、この方法による場合、独自の勘定組織を新たに構築する必要があるため、この方法は実務では用いられていない⁽³⁾。第2は、個別損益計算書と個別貸借対照表から作成する方法である。したがって、連結キャッシュ・フロー計算書の作成方法は、次の3つに分けられる。

第1法① 帳簿記録に基づいて、親会社および子会社の個別キャッシュ・フロー計算書を作成し、それらを連結して作成する方法

第1法② 親会社および子会社の個別損益計算書と個別貸借対照表から個別キャッシュ・フロー計算書を作成し、それらを連結して作成する方法

第2法 連結損益計算書と連結貸借対照表から作成する方法

第1法によって連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合、親会社は、連結会社間のキャッシュ・フローを相殺消去しなければならない。親会社と、少数株主が存在する子会社との間のキャッシュ・フローも、親会社の子会社株式持分割合ではなく、全額を相殺消去しなければならない。それは、企業集団は、子会社株式の100%を所有していない場合であっても、子会社のキャッシュ・フローを完全に管理しているからである⁽⁴⁾。

第2法によって連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合、親会社は、連結損益計算書と連結貸借対照表の作成にあたり連結ベースへの修正を行っているので、連結会社間の取引を相殺消去する必要はない。

2. 表示区分および表示方法

「意見書」は、キャッシュ・フローを「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」および「財務活動によるキャッシュ・フロー」の3つに区分することとしている（作成基準の設定について、三、3(1)）。また、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法に関して、継続適用を条件として、直接法と間接法の選択適用を認めている。ここで直接法とは、主要な取引ごとに収入総額と支出総額を表示する方法をいい、間接法とは、純利益に必要な調整項目を加減して表示する方法をいう（作成基準の設定について、三、4）。「投資活動によるキャッシュ・フロー」および「財務活動によるキャッシュ・フロー」に関しては、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法が直接法であるか間接法であるかに関係なく、つねに主要な取引ごとに収入総額と支出総額が表示される。

また「意見書」は、「現金及び現金同等物に係る換算差額」を他と区別して表示す

るよう要求している（作成基準，第三，三）。「現金及び現金同等物に係る換算差額」には，1)期首現金および現金同等物に対する為替差損益，および2)キャッシュ・フローの期中平均レートまたは取引日レートによる換算額と，決算日レートによる換算額との差額が含まれる。「意見書」では，「現金及び現金同等物に係る換算差額」は，「財務活動によるキャッシュ・フロー」の下に表示され，営業，投資および財務活動によるキャッシュ・フローとともに，「現金及び現金同等物の増加額」の計算に含まれている（作成基準注解，（注7））。

「現金及び現金同等物に係る換算差額」は，営業，投資および財務活動によるキャッシュ・フローとは違いキャッシュ・フローを伴わないので，「意見書」が「現金及び現金同等物に係る換算差額」を他と区別して表示するよう要求しているのは適切である。

3. 少数株主に対する配当支出

1) 処理および表示

「意見書」は，配当支出を「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示するよう規定している（作成基準の設定について，三，3(6)）。親会社が行った配当支出については，全額が「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示され，特別に考慮すべき問題はない。しかし，子会社が行った配当支出の処理および表示については，注意を要する。

親会社が子会社株式の100%を所有している場合，子会社が行った配当支出は，すべて連結会社間の取引であるので，連結キャッシュ・フロー計算書を作成する際，全額を消去する。これに対して，子会社に少数株主が存在している場合，子会社が行った配当支出のうち，親会社に対する配当支出は連結会社間の取引であるので消去する必要があるが，少数株主に対する配当支出は，連結会社間の取引ではないので，連結キャッシュ・フロー計算書に表示されることになる。

連結キャッシュ・フロー計算書における，少数株主に対する配当支出の表示方法としては，次の2つが考えられる。1つは，少数株主に対する配当支出を親会社が行った配当支出と合算し，「配当金の支払額」として表示する方法である。もう1つは，少数株主に対する配当支出を親会社が行った配当支出とは別個に「少数株主への配当金の支払額」として表示する方法である。この点について，「意見書」は，連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解の（注7）の様式1で，「親会社による配当金の支払額」と「少数株主への配当金の支払額」という科目を例示しているだけで，本文のなかでは何も述べていない。

審議会は，平成9（1997）年に公表した「連結財務諸表制度の見直しに関する意見

書」^⑥のなかで、連結財務諸表の作成について、親会社説の考え方をとることを表明している（第二部、一、2）。親会社説によれば、少数株主は負債に類似した項目と考えられ、親会社株主とは明確に区別されることになるので、少数株主に対する配当支出が、親会社が行った配当支出と異質であることは明らかである。したがって、審議会は「意見書」の本文で少数株主に対する配当支出を親会社が行った配当支出と別個に表示することを明記すべきであった。

2) 計算方法

企業集団の少数株主に対する配当支出は、次のいずれかの方法によって計算することができる。

- ① 企業集団に属するすべての子会社の少数株主に対する配当支出額を合計する。
- ② 少数株主持分残高の変動を分析して計算する。

上記②の計算法は、期中をとおして少数株主が一定であった場合と、期中に少数株主が増減した場合とは異なる。この点について、設例によって説明してみる。

[設例1]

20X1年度の期首・期末の少数株主持分残高および少数株主持分損益は以下のとおりであった。なお、期中をとおして、少数株主は一定であった。

(万円)

期首少数株主持分＝300

期末少数株主持分＝310

少数株主持分損益＝ 20

少数株主持分は、少数株主持分損益によって増加し、少数株主に対する配当支出によって減少する。したがって、少数株主に対する配当支出は、次のように計算する。

(万円)

期首少数株主持分	300
加算：少数株主持分損益	<u>20</u>
	320
減算：少数株主に対する配当支出	<u>X</u>
期末少数株主持分	<u>310</u>

$$X = 320 \text{万円} - 310 \text{万円} = 10 \text{万円}$$

[設例2]

20X1年度にP社は、S社株式の75%を840万円で取得し、S社を子会社とした。取得日におけるS社の正味資産は1,120万円であった。また、20X1年度の期首・期

末の少数株主持分残高および少数株主持分損益は以下のとおりであった。

(万円)

期首少数株主持分 = 400

期末少数株主持分 = 1,000

少数株主持分損益 = 420

この例でも、少数株主に対する配当支出の計算の原理は、設例1で示したものと同様であるが、子会社取得の影響を排除するため、期首少数株主持分に子会社取得に伴う少数株主持分増加高を加算することが必要になる。

(万円)

期首少数株主持分	400
加算：子会社取得に伴う少数株主持分増加高	280*
少数株主持分損益	420
	1,100
減算：少数株主に対する配当支出	X
期末少数株主持分	<u>1,000</u>

※280 = 1,120 × 25%

X = 1,100万円 - 1,000万円 = 100万円

4. 持分法適用会社との取引

1) 取引の分類

企業集団が、持分法適用会社、すなわち非連結子会社および関連会社を所有している場合、連結キャッシュ・フロー計算書には、企業集団と持分法適用会社との間のキャッシュ・フローだけを含め、持分法適用会社のキャッシュ・フローを含めてはならない。連結キャッシュ・フロー計算書には、1)持分法適用会社株式の売買によるキャッシュ・フロー、2)持分法適用会社からの配当収入、および3)企業集団と持分法適用会社との間の商取引によるキャッシュ・フローが表示される⁽⁶⁾。

「意見書」によれば、上記1)のキャッシュ・フローは投資活動区分で「投資有価証券の取得による支出」または「投資有価証券の売却による収入」として、2)の配当収入は営業活動区分または投資活動区分で「利息及び配当金の受取額」として表示されることになる（作成基準注解，(注7)）。3)のキャッシュ・フローには、商品の売買によるキャッシュ・フロー、設備の売買によるキャッシュ・フロー、金銭の貸借によるキャッシュ・フローなどが含まれる。したがって、3)のキャッシュ・フローは、キャッシュ・フローの性質に応じて、営業活動区分、投資活動区分または財務活動区分のいずれかに分類されることになる。

2) 持分法適用会社からの配当収入の計算法

持分法適用会社からの配当収入は、帳簿記録から計算することもできるし、持分法適用会社株式の価額の変動を分析して計算することもできる。前者は、帳簿に記載されている、持分法適用会社からの配当収入を合計して計算する方法である。後者は、持分法適用会社の当期純利益に占める企業集団の持分に、持分法適用会社株式の期首・期末の残高を加減して計算する方法である。後者の計算法を設例によって示してみる。

[設例3]

企業集団Gは、A社株式の40%を所有しており、A社株式を持分法によって処理している。期首におけるA社株式の帳簿価額は500万円であり、A社の当期純利益は100万円であった。また、期末におけるA社株式の帳簿価額は、520万円であった。

持分法適用会社株式の帳簿価額は、持分法適用会社の当期純利益に占める企業集団の持分だけ増加し、持分法適用会社からの配当収入だけ減少する。したがって、持分法適用会社からの配当収入は、次のように計算する。

	(万円)
期首残高	500
加算：持分法適用会社の当期純利益に占める企業集団の持分	40*
	540
減算：持分法適用会社からの配当収入	X
期末残高	520

$$※40 = 100 \times 40\%$$

$$X = 540 \text{万円} - 520 \text{万円} = 20 \text{万円}$$

この方法によって、持分法適用会社からの配当収入を計算する場合、持分法適用会社株式の帳簿価額は、持分法適用会社の取得および売却によっても変動することに注意しなければならない。次に、企業集団が期中に持分法適用会社を取得した場合の、持分法適用会社からの配当収入の計算を示してみる。

[設例4]

企業集団Gが所有している持分法適用会社株式の期首帳簿価額は1,700万円であり、期末帳簿価額は2,000万円であった。企業集団Gは、期中にA社株式の25%を500万円で取得し、A社を持分法適用会社とした。また、持分法適用会社の当期順利益に占める企業集団Gの持分は、全体で100万円であった。

企業集団が期中に持分法適用会社を取得した場合も、持分法適用会社からの配当収入の計算の原理は、設例3で示したものと同様である。しかし、持分法適用会社取得の影響を排除するため、期首残高に持分法適用会社取得に伴う増加高を加算すること

が必要になる。

	(万円)
期首残高	1,700
加算：持分法適用会社の取得に伴う増加高	500
持分法適用会社の当期純利益に占める企業集団の持分	<u>100</u>
	2,300
減算：持分法適用会社からの配当収入	<u>X</u>
期末残高	<u>2,000</u>
$X = 2,300 \text{万円} - 2,000 \text{万円} = 300 \text{万円}$	

5. 子会社の取得および売却

1) 処理および表示

「意見書」は、子会社の取得および売却に関して次のように規定している（作成基準、第二、4）。

連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に独立の項目として記載する。この場合、新たに連結子会社となった会社の現金及び現金同等物の額は株式の取得による支出額から控除し、連結子会社でなくなった会社の現金及び現金同等物の額は株式の売却による収入額から控除して記載するものとする。

IASR7およびアメリカの財務会計基準書第95号『キャッシュ・フロー計算書』（SFAS95）⁽⁷⁾でも、子会社の取得および売却は同様に処理・表示される。これに対して、イギリスの財務報告基準改訂第1号『キャッシュ・フロー計算書』（FRSR1）⁽⁸⁾では、子会社の取得または売却から生じるキャッシュ・フローを報告する場合、企業集団の実際の支出額あるいは収入額と、被取得子会社所有の現金および当座借越高とを別個に表示することを要求している（paras.23(a), 24(a)）。

「意見書」が子会社の取得および売却によるキャッシュ・フローを正味額で報告することを要求しているのは、次の理由のためであると考えられる。すなわち、新規に取得された子会社が所有していた現金および現金同等物は、連結貸借対照表の、現金および現金同等物を構成する科目の残高を増加させるので、取得日における被取得子会社の現金および現金同等物の残高は、事実上、現金収入であると考えられるという理由である。これに対して、FRSR1が、被取得子会社所有の現金および当座借越の残高を、別個に表示することを要求しているのは、次の理由のためであると考えられる。すなわち、子会社の取得によって、子会社から引き継いだ現金および当座借越は、子会社の運転資本の一部であり、実質的には、子会社の取得および売却から生じるキャッ

シュ・フローとは異なると考えられるという理由である。

取得あるいは売却された子会社の規模を明らかにするという意味では、「意見書」による表示法よりもFRSR 1による表示法のほうが適切である。ただし、「意見書」は、子会社の取得および売却に関して下に示す事項（作成基準、第四、3(1)）を注記するよう要求しているので、「意見書」に準拠した表示によっても取得あるいは売却された子会社の規模は明らかとなる。

株式の取得又は売却により新たに連結子会社となった会社の資産・負債又は連結子会社でなくなった会社の資産・負債に重要性がある場合には、当該資産・負債の主な内訳

2) 連結キャッシュ・フロー計算書に与える影響

期中に子会社の取得または売却が行われた場合、期中の資産および負債の変動は、次に示す2つの要因から生じることになる。

① 企業集団に属する会社が行った通常の商取引活動

② 子会社の取得または売却に伴う資産および負債の増減

上記①には子会社が取得されて以後の、当該子会社によるもの、あるいは子会社が売却された日までの当該子会社によるものも含まれる。

営業活動によるキャッシュ・フローを間接法によって表示する場合、連結利益に加減される、売上債権、棚卸資産および買掛金などの増減額は、営業活動によって増減した金額でなければならない。いいかえれば、これらの項目の増減額には、投資活動である子会社の取得あるいは売却による増減額を含めてはならない。したがって、取得あるいは売却された子会社が、取得日あるいは売却日に所有していた売上債権、棚卸資産および買掛金などの金額を識別しておく必要がある。

同様の措置が、投資活動・財務活動によるキャッシュ・フローを計算する際にも必要となる。この点について次の仮設例によって説明してみる。P社は、現金2,000万円を支払って、S社株式の100%を取得し、S社を子会社にした。取得日におけるS社の資産は、機械設備2,000万円だけであった。この場合、P社がS社を取得したことによって、連結貸借対照表上、機械設備が2,000万円増加するが、これは「機械設備の取得による支出」の結果ではなく、「連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得」の結果である。

以上のことから明らかなように、子会社の取得または売却が行われた会計期間の連結キャッシュ・フロー計算書を作成するためには、新たに連結子会社となった会社の資産・負債または連結子会社でなくなった会社の資産・負債を正確に把握することが不可欠となる。

むすび

本稿では、連結キャッシュ・フロー計算書の作成と表示について、連結に固有の問題を中心に検討してきた。以下では、本稿の内容を要約してみる。

① 連結キャッシュ・フロー計算書の作成方法には、次の3つがある。

第1法① 帳簿記録に基づいて、親会社および子会社の個別キャッシュ・フロー計算書を作成し、それらを連結して作成する方法

第1法② 親会社および子会社の個別損益計算書と個別貸借対照表から個別キャッシュ・フロー計算書を作成し、それらを連結して作成する方法

第2法 連結損益計算書と連結貸借対照表から作成する方法

上記の第1法によって、連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合、連結会社間の取引を相殺消去しなければならないが、第2法によった場合は、連結損益計算書と連結貸借対照表の作成にあたり連結ベースへの修正を行っているので、連結会社間の取引を相殺消去する必要はない。

② 「意見書」は、キャッシュ・フローを「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」および「財務活動によるキャッシュ・フロー」の3つに区分し、「現金及び現金同等物に係る換算差額」を他と区別して表示するよう要求している。また、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法に関して、継続適用を条件として、直接法と間接法の選択適用を認めている。

③ 親会社説によれば、少数株主は負債に類似した項目と考えられ、親会社株主とは明確に区別されることになる。したがって、少数株主に対する配当支出が、親会社が行った配当支出と異質であることは明らかであるので、少数株主に対する配当支出は親会社が行った配当支出と別個に表示されなければならない。

④ 企業集団が、持分法適用会社を所有している場合、連結キャッシュ・フロー計算書には、企業集団と持分法適用会社との間のキャッシュ・フローだけを含め、持分法適用会社のキャッシュ・フローを含めてはならない。

⑤ 期中に子会社の取得あるいは売却が行われた場合、取得あるいは売却された子会社の規模を明らかにするため、また、連結キャッシュ・フロー計算書を作成するために、取得あるいは売却された会社の資産・負債を正確に把握することが必要になる。

[注]

- (1) IASC, *International Accounting Standard 7 (revised 1992)*, "Cash Flow Statements," December 1992.
- (2) 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」平成10年3月。
- (3) この方法について論述した代表的文献には、以下のものがある。
 1. 鎌田信夫「資金会計組織の構築」『税経通信』第54巻第1号, 1999年1月。
 2. 鎌田信夫『資金会計の理論と制度の研究』白桃書房, 1995年。
 3. 佐藤倫正「資金会計の勘定組織」『会計』第145巻第1号, 1994年1月。
 4. 杉本典之・洪慈己『キャッシュ・フロー計算書 その国際的調和化の現状と課題』東京経済情報出版, 1995年。
 5. 染谷恭次郎『資金会計論』中央経済社, 1956年。
- (4) Marc Gardiner, *TRAINING MATERIALS ON INTERNATIONAL ACCOUNTING STANDARD IAS 7, CASH FLOW STATEMENTS*, IASC, 1996, p.37.
- (5) 企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」平成9年6月。
- (6) Marc Gardiner, *op. cit.*, p.42.
- (7) FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.95*, "Statement of Cash Flows," November 1987.
- (8) ASB, *Financial Reporting Standard No.1 (revised 1996)*, "Cash Flow Statements," October 1996.